

豊中市魅力文化施設設置要綱

(設置目的)

第1条 本市の文化芸術の振興及び都市ブランドの向上を図るため、本市の文化芸術等を発信する場として、豊中市魅力文化施設（以下「施設」という。）を設置する。

2 施設は、都市活力部魅力文化創造課に所属する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は次のとおりとする。

(1) 名称 豊中市魅力文化施設

(2) 位置 豊中市本町1丁目1番1号（阪急電鉄宝塚線豊中駅2階 人工広場南）

(業務時間及び休業日)

第3条 火曜日から日曜日の10時から19時までとする。

2 施設の休館日は、月曜日及び12月27日から1月5日とする。ただし、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(事業)

第4条 施設において実施する事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市の魅力や文化芸術を発信するための事業

(2) 阪急豊中駅周辺のにぎわい創出に資する事業

(3) 前各号のほか、市長が必要と認める事業

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、施設の管理運営に関し必要な事項は、都市活力部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。